

条例見直し調書

作成年度 平成20年度

条例名	住民基本台帳法に基づき指定情報処理機関が行う国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例		
条例番号	平成14年神奈川県条例第7号	法規集	第1編第9章第2節
所管部局室課	総務部市町村課		
条例の概要	住民基本台帳法第30条の10第1項の規定により、知事が本人確認情報処理事務を指定情報処理機関に委任するにあたり、当該事務の処理に係る手数料を指定情報処理機関の収入とすることと、当該手数料の算定方法について定めている。		

視 点	検 討 内 容	備 考
必要性 (現在でも必要な条例か。)	指定情報処理機関による国の機関等への本人確認情報の提供事務に係る手数料について、効率性の観点から、法第30条の10第4項の規定により指定情報処理機関に収入させることとしたものであり、現在でも必要な条例である。	
有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	指定情報処理機関は、毎年度国の機関等から手数料を収入しており、有効に機能している。 また、手数料の額は、国の機関等への本人確認情報の提供事務に要する費用を本人確認情報の提供の見込件数で除した額を基礎として算定したものであり、適正なものである。	指定情報処理機関手数料収入額 19年度 950,169千円 18年度 682,330千円 17年度 299,772千円 16年度 295,534千円
効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務に関しては、この手数料と委任都道府県からの交付金が主たる財源となっており、当該交付金は、全体経費から手数料収入等の見込額を控除して算定される。従って、委任都道府県が個別に手数料を収入し、交付金を算定するよりも、指定情報処理機関が一括して収入した上、交付金を算定した方が効率的である。	
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	指定情報処理機関が手数料を収入し、交付金の算定に係る調整を一括して行うため、手数料収入や交付金算定に関する県の事務コストが削減されるので、効率性の観点から、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。	
適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	住民基本台帳法に基づき、指定情報処理機関が国の機関等に対して行う本人確認情報の提供に係る手数料について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他		

見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	

次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 (無)
---------	--------	----------	-------